

地域密着型通所介護事業所及び介護予防型通所サービス事業所運営規程
ミニデイサービスひまわりの家

(趣旨)

第1条 この運営規程において株式会社夢の浜が実施する指定地域密着型通所介護事業及び指定介護予防型通所サービス事業（以下、「指定地域密着型通所介護」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定める。

(事業の目的)

第2条 指定地域密着型通所介護の事業は、要介護状態又は要支援状態（以下、「要介護状態等」という。）となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とする。

(運営の方針)

第3条 本事業の運営の方針は、以下のとおりとする。

- (1) 指定地域密着型通所介護は、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。
 - (2) 事業者自らその提供する指定地域密着型通所介護の質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。
 - (3) 指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、通所介護計画に基づき、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行う。
 - (4) 指定地域密着型通所介護の提供に当たる従業者は、指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。
 - (5) 指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行う。
 - (6) 指定地域密着型通所介護は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供する。特に、認知症の状態にある要介護者等に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスの提供ができる体制を整える。
- 2 事業実施に当たっては、市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携に努める。
 - 3 事業所は、正当な理由なくサービス提供を拒まない。

(サービス提供困難時の対応)

第4条 利用申込者に対し自ら適切な指定地域密着型通所介護を提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者にかかる居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の指定通所介護事業者等の紹介その他の必要な措置を講じるものとする。

(事業所の名称等及び所在地)

第5条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名称 ミニデイサービスひまわりの家
- 2 所在地 福岡市西区姪の浜三丁目11番30号

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第6条 事業所に勤務する従業者の職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- 1 管理者 1人
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。また他の従業者と協力して通所介護計画の作成等を行う。
- 2 生活相談員 1名以上(うち、1名管理者と兼務)
生活相談員は、利用者の生活の向上を図るため適切な相談、援助その他指定地域密着型通所介護の提供を行う
- 3 介護職員または看護職員 1名以上
介護、看護職員は、利用者の心身の状態等を把握し、介護その他の指定地域密着型通所介護の提供に当たる。また、健康チェック等により利用者の健康状態を把握する。
- 4 機能訓練指導員 1名以上
利用者の健康状態を把握し、利用者が日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練、指導、助言を行う。

(営業日及び営業時間)

第7条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。なお、災害、悪天候等止むを得ない事情が生じた場合は、利用者等に連絡の上変更することがある。

- 1 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、年末年始12月30日から1月3日を除く。
- 2 営業時間 午前8時00分から午後5時00分までとする。
- 3 サービス提供時間 午前9時00分から午後4時15分までとする。

(指定地域密着型通所介護の利用定員)

第8条 本事業所の利用定員は、10名とする。なお、利用定員を超えて指定通所介護の提供は行なわない。

(通所介護計画)

第9条 指定地域密着型通所介護の提供を開始する際には、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、提供するサービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービス及びサービスの内容等を記載した通所介護計画を個別に作成する。

- 2 通所介護計画の作成にあたっては、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成する。
- 3 通所介護計画の作成にあたっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得る。
- 4 通所介護計画を作成した際には、当該通所介護計画を利用者に交付する。
- 5 通所介護計画の作成後、当該通所介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該通所介護計画の変更を行う。

(サービスの内容)

第10条 事業所が行う通所介護の内容は次のとおりとする。

- 1 通所介護計画の作成
- 2 日常生活上の世話
- 3 機能訓練又は運動器機能向上サービス
- 4 介護サービス
- 5 健康状態の確認
- 6 送迎
- 7 食事サービス
- 8 入浴サービス
- 9 介護に関する相談

(利用料等)

第11条 指定地域密着型通所介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定地域密着型通所介護が法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証に応じた額とする。

- 2 前項に定めるものの他、事業所は利用者から以下の費用の支払いを受けるものとする。
 - (1) 食事の提供に要する費用 550円
 - (2) おむつ代、その他の日常生活費 実費
 - (3) 趣味活動や行事における材料費 100円
 - (4) ご家族に代り必要とされるガーゼ交換・軟膏塗布等を行った場合 一処置 300円
- 3 事業所が利用者から前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受ける

こととする。

- 4 事業所が利用者から第1項及び第2項の費用の支払いを受けたときは、サービスの内容・金額を記載した領収書（法定代理受領サービスに該当しない場合、サービス提供証明書）を利用者に交付することとする。

（通常の事業の実施地域）

第12条 通常の事業の実施地域は、次のとおりとする。

福岡市西区

通常の事業の実施地域内のうち、能古島並びに小呂島及び玄海島（以下、「離島等」という。）に居住する利用者のサービス利用については、別紙「離島等からのサービス利用細則」によることとする。

（サービス利用に当たっての留意事項）

第13条 利用者が事業所の提供するサービスを利用するに当たっての留意事項は次のとおりとする。

- (1) 利用者又はその家族は、利用者の心身の状況等に変化が見られた場合は、速やかに事業所の従業者に連絡すること
- (2) 事業所の設備・備品を利用する際には、事業所の従業者の指示に従うこと
- (3) 他のサービス利用者の迷惑となる行動等を慎むこと

（運営推進会議）

第14条 当事業所の行うサービスを地域に開かれたサービスとし、サービスの質の確保を図ることを目的として、運営推進会議を設置する。

- 2 運営推進会議出席者は利用者、利用者の家族、地域住民の代表者および地域密着型通所介護についての知見を有する者とする。
- 3 運営推進会議の開催はおおむね6月に1回以上とする。
- 4 運営推進会議はサービスにおける活動状況等を報告し、評価を受けるとともに、必要な要望、助言等を聴く機会とする。

（衛生管理等）

第15条

- 1 事業所は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるとともに、必要に応じて保健所の助言、指導を求め常に密接な連携に努めるものとする。

- 3 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- 4 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- 5 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(非常災害対策)

- 第16条 事業所及びその従業者は、地震、火災等の非常災害に際して、利用者の安全確保を最優先とした避難、誘導等の措置を取るものとする。
- 2 事業所の従業者は、消火設備、救急品、避難器具等の備え付け及びその使用方法、並びに非常災害時の避難場所、避難経路に熟知しておくものとする。
 - 3 事業所の従業者は、非常災害等を発見又は発生の危険性を察知したときは、臨機の措置を取るとともに、所轄消防署に通報する等の適切な措置を講じるものとする。
 - 4 管理者は、想定される非常災害の種類及び規模に応じ、各種具体的計画を策定するとともに、当該計画に基づく防災訓練（消火、避難等）を年に2回以上行うこととする。

(緊急時又は事故発生時の対応)

- 第17条 事業所及びその従業者は、サービスの提供中に利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたとき、又は事故が発生したときは、速やかに定められた医療機関に連絡し適切な措置を講ずるとともに、管理者の指示に従い、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に報告を行うものとする。
- 2 事業所は、事故の状況や事故に際して取った処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じるものとする。

(居宅介護支援事業者との連携)

第18条 事業所は、事業の実施に際し、居宅介護支援事業者（必要と判断される場合は、主治医、保健医療・福祉サービス提供者を含む）と連携し、以下の場合には必要な情報を提供することとする。

- (1) 利用者がサービス計画の変更を希望し、それが適切と判断される場合
- (2) 次の理由により適切なサービス提供が困難と判断されるとき
 - ① 第8条に定める利用定員を超える場合
 - ② 第12条に定める通常の事業実施地域外の利用者で送迎等に対応できない場合
 - ③ 利用者が正当な理由がなく指定通所介護の利用に関する指示に従わないため、サービス提供ができない場合
 - ④ その他正当な理由により受け入れられないと判断した場合

(利用者に関する市町村への通知)

第 19 条 前条第 2 号③及び④の際に、利用者の要介護状態等の程度を悪化させたとき又は悪化させる恐れがあるとき、及び利用者に不正な受給があるとき等には、意見を付して当該市町村に通知することとする。

(利益供与の禁止)

第 20 条 事業所及びその従業者は、居宅介護支援事業者又はその従業者等に対し、利用者にサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

(苦情処理)

第 21 条 事業所は、サービスの提供に係る利用者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、提供したサービスに関し、介護保険法第 23 条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 事業所は、提供したサービスに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第 22 条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

2 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る

3 虐待防止のための指針の整備

4 虐待を防止するための定期的な研修の実施

5 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

6 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(身体拘束)

第 23 条 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わない。やむを

得ず身体拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するとともに次の措置を講ずるものとする。

- 2 身体拘束適正化のための指針の整備
- 3 身体拘束を防止するための定期的な研修の実施
- 4 2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

(業務継続計画の策定等)

第24条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行うものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(個人情報の保護)

第25条 事業所は、利用者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

- 2 事業者が得た利用者又は家族の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又は家族の同意を、あらかじめ書面により得るものとする。

(ハラスメントの禁止)

第26条 事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するため次の措置を講ずるものとする。

- 2 社内のハラスメント及びカスタマーハラスメント防止のための指針の整備
- 3 ハラスメントを防止するための定期的な研修の実施
- 4 2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

(運営規定等の閲覧)

第 27 条 本規定の概要等、利用(申込)者のサービス選択に関する事項については、事業所内の見やすい場所に掲示する。併せて、運営規定及び重要事項説明書や各指針等を法人のホームページにて公表する。

ホームページ URL <https://www.yumenohama.jp>

(その他運営に関する重要事項)

第 28 条 事業所は、すべての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第 8 条第 2 項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、職員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

一 採用時研修 採用後 1 か月以内

二 継続研修 年 2 回

3 職員は、業務上知りえた利用者又はその家族の秘密を保持する。

4 事業所は、職員であったものに業務上知りえた利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、雇用契約の内容とする。

5 事業所は、サービスに関する記録を整備し、そのサービスを提供した日から最低 5 年間は保存するものとする。

6 サービス提供記録については、利用者からの申し出があった場合には、所定の手続きを経たうえで、それらを当該利用者に開示する。

7 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は株式会社夢の浜と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(附 則)

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 2 年 9 月 15 日から改定施行する。

この規程は、令和 3 年 12 月 1 日から改定施行する。

この規定は、令和 6 年 4 月 1 日から改定施行する。